

有害物質使用特定（貯蔵指定）施設の構造基準等について H27.4

1 構造基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設本体の床面・周囲、施設から接続する配管、排水溝等（有害物質を含む水が通る部分に限る。）について、構造基準が定められています。（第12条の4）

<p>施設本体の床面・周囲</p> <p>地下への浸透、施設外への流出を防止するため （規則第8条の3）</p>	<p>次の各号のいずれかに適合するものであること</p> <p>ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りではない。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上に効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>（法改正等の時点で既存施設は下記でも可 点検はB基準）</p> <p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が規則第8条の3第1項の基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について規則第8条の3に規定する基準に適合すること。</p> <p>ロ 施設本体から有蓋物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p> <p>2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から話して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について規則第8条の3に規定する基準に適合すること。</p>
<p>施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備</p> <p>漏えい、地下への浸透を防止し、又は漏えい等を確認するため （規則第8条の4）</p>	<p>次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>1 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>（1）有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>（2）有害物質により容易に劣化するおそれがないものであること。</p> <p>（3）配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りではない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p> <p>2 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>（1）トレンチの中に設置されていること。</p> <p>（2）（1）のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性</p>

	<p>を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により安易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない。</p> <p>ハ イ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(法改正等の時点で既存施設は下記でも可 点検はB基準)</p> <p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>2 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ トレンチの中に設置されていること。</p> <p>ロ 配管等から有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>ハ イ又は口と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備</p> <p>地下浸透を防止するため (規則第8条の5)</p>	<p>次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>(法改正等の時点で既存施設は下記でも可 点検はB基準)</p> <p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>地下貯蔵施設</p> <p>漏えいを防止するため (規則第8条の6)</p>	<p>次の各号のいずれかに適合するものであること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること。二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

	<p>(法改正等の時点で既存施設は下記でも可 点検はB基準)</p> <p>次の各号のいずれかに適合すること。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 規則第8条の6第1号八に適合すること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設からの漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 規則第8条の6第1号八に適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p> <p>3 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
--	--

2 使用基準

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設本体の使用の方法について基準が定められています。
(第12条の4・規則第8条の7)

1 次のいずれにも適合すること。	<p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の設備の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p>
2 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	

(3) 点検・記録義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設について、定期点検及び記録義務が定められています。

・ 施設・付帯設備の点検

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設及び付帯設備の種類ごとに点検事項と回数が定められています。(第14条第5項、規則第9条の2の2)

なお、規則第8条の3第2号、第8条の4第2号八、第8条の5第2号、第8条の6第2号に規定する同等以上の措置を講じた施設である場合は、措置に応じた事項・回数で実施することが可能です。

また、法改正等により新たに規制対象となった施設は、B基準が適用されます。

	基準
新設の施設	A基準
既設の施設	B基準(構造基準等が適合していれば、A基準が適用可能)

対象	基準	点検を行う事項	点検の回数	
床面及び周囲	A	1 施設本体が設置される床面及び周囲 (規則第8条の3ただし書きに規定する場合を除く。)	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
	2 同上(第8条の3ただし書きに規定する場合に限る。)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上	
	B	3 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
施設本体		4 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
配管等(地上配管)	A	5 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	B	6 配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6ヶ月に1回以上
配管等(地下配管)	A	7 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
		8 同上(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。)	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
B	9 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチ	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 1 ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ適切な回数で行うこととする。	
			配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上

		の中に設置されている場合に限る。)	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6ヶ月に1回以上
			トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上
		10 同上(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。)	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1ヶ月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3ヶ月)に1回以上
排水溝等	A	11 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 2
	B	12 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6ヶ月に1回以上
排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無			1ヶ月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、3ヶ月)に1回以上	
	A	13 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 3 ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
地下貯蔵施設		14 地下貯蔵施設(次に掲げるものを除く。)	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1ヶ月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3ヶ月)に1回以上
	B	15 地下貯蔵施設(前項第2号に適合するもの及び前項第3号に適合するもの(第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。))に限る。)	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

1 危険物の規制に関する規則第62条の5の3に規定する地下埋設配管であつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等から有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有蓋物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月

(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月)に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

2 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月)に1回以上を行う場合にあっては、3年に1回以上

3 危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月)に1回以上行う場合にあっては、3年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

・ 使用方法の点検

使用方法に係る点検は、規則第8条の7第2号で定める管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について1年に1回以上行い、記録を作成することが定められています。(規則第9条の2の2、第9条の2の3)

・ 記録保管義務

点検の結果については、下記の事項を記録して3年間保存する義務があります。

なお、点検により異常等が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。(規則第9条の2の2、第9条の2の3)

- | |
|-------------------------------------|
| 1 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 |
| 2 点検年月日 |
| 3 点検の用法及び結果 |
| 4 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名 |
| 5 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 |

なお、定期点検によらず、施設の異常等が確認された場合には、その事項を記録し、3年間保存するよう努めなければなりません。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 |
| 2 異常等を確認した年月日 |
| 3 異常等の内容 |
| 4 異常等を確認した者の氏名 |
| 5 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容 |